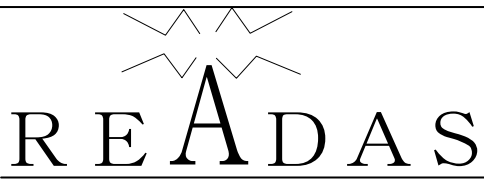


第 5427 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 3月14日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ 建物附属設備への資本的支出

Q：建物附属設備の減価償却方法が変更になるそうですが、建物附属設備にした資本的支出の取扱いはどうなりますか？

A：建物附属設備と同様に定額法になります。

【解説】

平成28年度の税制改正で、建物附属設備と構築物の償却方法が改正され、これまでの定率法から定額法に1本化されることとなりました。

この改正は、平成28年4月1日以後取得分から適用されますので、同日以後取得の建物附属設備は定額法となり、同日前までに取得分については、これまでどおりの償却方法を適用することが認められます。

また、定率法を適用している建物附属設備等に資本的支出をした場合は、その建物附属設備等と種類、耐用年数を同じくする新規資産を取得したものとみなして定額法を適用することになります。

なお、減価償却費の償却限度額を計算する場合、資産の種類別の区分、耐用年数、償却方法が同じ資産について、それぞれで計算した償却限度額の合計額をそれらの資産の償却限度額とする、いわゆるグルーピング計算をしますが、改正前の建物附属設備と改正後の建物附属設備は、償却方法が異なるため、このグルーピングは行えないこととなります。

